

# 生活衛生とちぎ

編集・発行

公益財団法人 栃木県生活衛生  
営業指導センター  
〒320-0027  
宇都宮市瑞田1-3-5砂川ビル  
TEL028(625)2660  
栃木県保健福祉部生活衛生課  
〒320-8501  
宇都宮市瑞田1-1-20 TEL028(623)3110

## 謹賀新年

(公財) 栃木県生活衛生営業指導センター  
理事長 加賀田 敏 雄



新年明けましておめでとうございます。

皆様方には穏やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年、当指導センター事業の推進に当たり、会員の皆様方のご理解とご協力を賜り、順調に遂行することができましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、我々生衛業界を取り巻く環境は、本格的な少子高齢化の進展に伴い、人口減少による消費者の減少、後継者不足、人手不足が深刻な一方、本年10月からは軽減税率制度の導入、キャッシュレス社会の到来、AIやIoTといった第4次産業革命への対応など、我々中小零細企業には大変難しい舵取りを求められています。

また、超高齢化社会に伴い、地域社会において高齢者が生活する上で必要な生活衛生の支援や見守り活動など、地域包括ケアへの参入は、県民生活の質の維持向上を目的とする我々生衛業界が取り組むべき課題と考えております。

皆様方には、我々生衛業界が果たすべき役割が益々大きくなっていることを認識され一層のご協力をお願いするとともに、本年が皆様方にとってご発展、ご繁栄の年となることをご祈念申し上げ年頭のご挨拶とさせていただきます。

## 新年のごあいさつ

栃木県保健福祉部長 森 澤 隆



あけましておめでとうございます。

生活衛生関係事業者の皆様には、日頃から様々な組合活動を通して、本県の生活衛生行政をはじめ、保健福祉行政の推進に多大なる御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年5月には、「平成」に続く新たな時代を迎えます。平成の時代は、少子高齢化の急速な進行や、県民の生活様式の多様化、グローバル化等により、生活衛生関係営業を取り巻く環境が大きく変化した時代でした。このような厳しい環境においても、関係者の皆様方には、健全な経営や自主衛生管理の徹底に努めるとともに、地域社会の活性化に貢献されてきたことに、改めて感謝の意を表する次第です。新たな時代においても、生活衛生関係営業は、地域社会を支えるとともに、人々の生活に豊かさや潤いを与える重要な存在であることに変わりはありません。今後とも様々な活動を通じ、地域社会の発展や安全・安心なとちぎづくりに貢献されますことを期待申し上げます。

県といたしましては、業界の健全な発展と衛生水準の維持向上に資するため、引き続き皆様との連携を図りながら、各種施策を推進して参ります。

皆様におかれましても、加賀田理事長を中心として、県民の生活衛生の確保及び安全・安心な地域社会づくりの推進に、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、生活衛生関係事業者の皆様の益々の御発展と御活躍を心から祈念申し上げまして、新年のあいさつといたします。

## H30年度衛生管理セミナー(組合活動推進月間事業)開催

11月20日(火)、㈱日本政策金融公庫宇都宮支店との共催により宇都宮市保健所大会議室において衛生管理セミナーを開催したところ、87名の方が受講されました。

はじめに、フードリズム・コンサルタントの井上朋子氏から「あなたのお店にも、訪日外国人市場のビジネスチャンスが!」と題して、外国人旅行者を対象とするビジネスチャンスを掴むためのポイント等について豊富な事例を交えた講演をいただきました。次に栃木県医療政策課の鈴木副主幹から、団塊の世代が2025年頃までに後期高齢者(75歳以上)に達することにより、介護・医療費の急増が懸念されている「いわゆる2025年問題」に対し、今後、生衛業界において取り組むべき「地域包括ケアシステム」について、基本的な説明をしていただきました。

最後に、東芝テック株式会社の中村英樹氏から、平成31年10月から実施される「消費税軽減税率の対応」と題して、レジ購入時の補助金制度の概要やレジスターの紹介など実務的な説明をしていただき、参加者からは「たいへん参考になった。」と好評でした。井上 朋子 講師



### 組合だより

## 文星芸術大学の地域貢献活動(浴場組合)

栃木県公衆浴場業生衛組合の稲垣理事長が経営する「宝湯」は、宇都宮市若草に所在し、昭和58年新築、平成5年全面改築し現在に至っていますが、元来、銭湯絵を有していませんでした。この度、文星芸術大学の長島地域連携センター長のご厚意により、同大学デザイン専攻科2年生の鈴木エイジさんに銭湯絵を描いていただきました。この絵は、男体山と中禅寺湖に遊覧船が浮かび水鳥が遊ぶ風景を描いたもので栃木の四季を感じられる癒やし系の絵となっています。

絵の大きさは、縦230cm、横620cmの大作で、去年12月に完成し浴室に隣接する休憩室に展示されています。この休憩室は、入浴中の利用者の多くが憩う場所で、稲垣理事長は、「お年寄りにコミュニティの場を提供する空間づくり」というコンセプトのもと、休憩室の内装を改装する一環で作成をお願いしたものです。

この作品は大浴場からも一望できるようになっており、入浴客からは多くの賞賛の言葉をいただいています。

今後は、もう一方の休憩室にも銭湯絵も作成する予定です。



完成した銭湯絵と稲垣理事長夫妻



大浴場から見た銭湯絵の全貌

## 組合だより

## 後継者育成支援フォローアップモデル事業を開始(めん組合)

栃木県めん類業生活衛生同業組合では長年、高校生を対象にそば打ちを通じた職業観向上と就業促進のため後継者育成支援インターンシップ事業を行ってきました。

平成28年から、この事業を宇都宮短期大学附属高校で実施してきたところですが、この度、そば打ちに興味のある生徒達で「めん打ちクラブ」が発足され、当組合では「後継者育成支援フォローアップモデル事業」と位置づけ継続的に協力することとなりました。同クラブは同校三上秀平先生を顧問として調理科の1年生男女6名で組織され、技術向上の目安として毎年8月に開催される「高校生蕎麦打ち甲子園」出場を目指し全麵協所属の講師と共に昨年12月からそば打ちの指導を始めました。



初日となった12月11日は、講師によるデモンストレーションを見学後2人1組となって500gの蕎麦粉と200gの小麦粉でそば打ちを行い、各工程で手つきや姿勢等の指導を行い蕎麦を打上げました。これからは道具の手入れや後始末などを含め「蕎麦打ち道」を身に付けられる指導を行う予定です。

蕎麦打ち甲子園まで残り9か月弱という短い時間ですが、将来は優勝も狙えるチームにまで育て上げ、より多くの生徒達にめん打ちの素晴らしさや技術の奥深さなどを伝えることで、麺類業界に対する職業観の醸成と就業促進を図りたいと思います。

## 組合だより

## とちぎの食肉まつりを開催(食肉組合)

昨年、12月1日、2日と2日間にわたり宇都宮城址公園で恒例の「とちぎの食肉まつり2018」を開催いたしました。平成最後の年ということで、多くの企業・団体にご参加頂きました。会場では、県産食肉や加工品の販売、無料試食等を実施致しました。また、事前予約制の「とちぎ和牛」BBQ(バーベキュー)大会は両日とも完売し、タイムセールでは、各ブースに行列ができるほど、大いに盛り上がりを見せました。天候にも恵まれ、昨年を上回る約1万人が来場されました。

栃木県には美味しいお肉が多くあり、この様なイベントを通じて消費者に知って頂くことで、県産食肉の消費拡大と業界の発展に繋がりたいと考えております。

このイベントが成功できたのは、ひとえに、皆様のご支援ご指導の賜物によるものと深く感謝しております。

本年が皆様にとってご発展ご繁栄の年となりますよう心からご祈念申し上げます。



BBQ(バーベキュー)会場は大盛況



販売ブース会場風景

## 支部だより

## 経営講習会を開催（鹿沼支部）

協議会鹿沼支部では、(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)消費生活研究所の釘宮先生を迎え、「クレーム対応について～クレームに対して営業者はどのように対応すべきか～」と題した参加型の経営講習会を開催しました。

各業種・地域ごとによくあるクレームは異なってくるようですが、今回の講習では、実際にあった事例を演習問題として隣の参加者と話し合ったり、会場全体で共有したりと、ただ話を聞くだけではなく、今後の業務にすぐ活かせるようなとても有意義なものとなりました。講師の先生が会場全体で発言しやすい環境を整えてくださり、その中で、参加者から発表のあった消費者とのトラブルの内容及びその時の対処法については、みな熱心に聞き入っていました。



今回の経営講習会を経て、昨今の多様化するクレーム対応を適切に行い、逆に今後の消費者との良い関係を構築していくきっかけにいただければ幸いです。

## 支部だより

## 消費者懇談会を開催（宇都宮支部）

協議会宇都宮支部は、クリーニング業組合宇都宮支部との共催により、平成30年11月7日(水)に宇都宮市東市民活動センターにおいて、宇都宮市消費者友の会の皆様をお招きし、消費者懇談会を開催しました。

前半は県組合の副理事長である長尾清敏氏より、平成28年に変更のあった新ケアラベル絵表示(洗濯表示)についての説明がありました。新しくなった絵表示ごとに、どのような意味を示しているかなどを解説し、消費者の方から「普段の洗濯に役立つ話が聞けた。」との感想をいただきました。

後半は、組合の野沢幸夫氏と山本英孝氏によるワイシャツのアイロンがけの実演が行われました。襟やカフスのアイロンがけのコツなど、プロの技術を目の当たりにして、「すごい。家で実践してみよう。」などの驚きの声が上がっていました。

最後に、クリーニング店を利用した際のトラブルや、洗濯の注意点など、活発な意見交換が行われ、実りある消費者懇談会となりました。



## 組合理事長インタビュー

## ～料理業組合における組合の魅力づくりへの取組～

今回は、昨年6月、第106回全国料理業栃木大会をわずか23名の会員で成功させた、栃木県料理業生活衛生同業組合の加賀田理事長夫妻にインタビューしました。

**まずは、全国大会の成功おめでとうございます。**

この大会は100年以上の歴史を持ち、京都、東京、新潟など世界に知られた老舗料理屋さんの旦那衆も集まって開催されたものです。私どもは会員数23名の弱小组合ですが、組合員一丸となり時間をかけて進めた結果、ご参加いただいた多くの方からお褒めの言葉をいただき何とか遺漏なくできたのかなと思っています。ご協力をいただいた組合員とその家族の方々のご指導いただいた県や関係団体の方々に感謝申し上げます。

**全国大会主催の経験から得るものは大きかったと思いますが？**

大会後、若い組合員から「全国の料理屋さんとの繋がりができ、自分のお店の方向性を見出せるきっかけとなり凄く良かった。組合は何かあるぞ。」と言っていただきましたし、安野理事さんからは、「全国大会の前夜祭で東京、大阪などの世界的な割烹店の旦那衆とその奥さんが当店にお出でいただいて、最初は緊張したが、皆さんサービス精神が旺盛でここでしか聞くことのできない色々な事を惜しげもなくお話ししていただき大変勉強になった。」と喜んでいただきました。



熱心に語っていただいた加賀田修一理事長夫妻

また、私個人としては、開催に向け県の関係部署や関係団体と何回も交渉した結果、その人達とパイプが繋がったことは大きな収穫です。

**組合の状況をお聞かせください**

昭和55年頃には大田原、小山、日光にも支部があり160名程の会員がいました。その後、どんどん組合を抜けていった結果、現在の23名となってしまいました。平成28年に私が理事長になってから色々な事業をコツコツやっていけば、何とかできるかなという思いで、今は一生懸命頑張っています。

最近、30歳代の2人が加入してくれました。若い人達には仲間が沢山いるので、その仲間を取り込めれば組合は大きくなり、もっと色々な事業ができると思っています。

**組合加入のメリットをお聞かせください**

まずは情報入手です。全国大会や関東信越大会に参加すれば、京都、東京、新潟の世界に通用する料理屋の旦那衆と同じ会員として肩を並べて話ができ情報をもらえることは凄いメリットです。2年前に新潟で開催されたときは、鍋茶屋さんが料亭での結婚式をプレゼンされ、料理屋のこの先の方向性が見えて勉強になりました。栃木県内だけでなく広く目を向けることにより自分の経営方針の一助に利用できると思います。

次に、ミツウロコ電気の電気代、ネクシーズの冷蔵庫・LEDレンタルなど安全・安心・安価な商品を組合員に勧めていることです。組合員にもメリットはあるし、奨励金は組合経営においても助かります。これを皮切りにまた新たなものを紹介できればと思っています。

また、組合が小さいことで会員は家族的でフレンドリーなお付き合いができ、何でも相談できる環境にある点と、組合員が少ないので表彰の順番が速いこともメリットです。

## 魅力づくりへの提案をお聞かせください

### ●和食文化の継承

昔、年を取れば和食に戻ると言われましたが、今の子供達はコンビニで育ったから年取って懐かしい味がコンビニの味では和食に戻れない。そこで子供達に和食に接する機会を与えていきたいと考えています。過日、文星短期大学の先生から学童の子供らを「かが田」に呼んで和食を食べさせられないかという提案があり、来年から実施したいと考えています。

理事の「了寛（宇都宮市吉野）」さんでは、給食応援団という取組を行っていて、これは子供達の給食に和食を取り入れていこうという趣旨で、1年半ほど和食をどのように給食に取り入れたら良いか勉強していましたし、学校の栄養士さん達に講演も行っていると聞いています。

以前、宇都宮中央女子高校の生徒にお茶の体験会を実施させていただいたことがあり、この様なことをキッカケに若い方達に和食の素晴らしさを伝える組合活動ができれば良いなと思います。

また、子供に和食を知ってもらうためには、親に和食を教えることも必要と思います。



指導センター田辺専務(左)と加賀田理事長(右)

### ●冠婚葬祭と料理屋

全料連の佐竹会長は、「料理屋さんは、生まれる前からお亡くなりになった後もお世話する業態ですよ。」と言っています。腹帯巻いて帯祝い、お食い初め、七五三、成人式、結納、結婚、そしてまたその子供が…と、料理屋は節目、節目で長いお付き合いをさせていただく所だということを多くの方が認識し、見直して欲しいから、このことを組合で発信していきたい。また、冠婚葬祭において何をどうしたらよいかとの相談も多く、料理屋は職業柄知識は豊富ですから、組合で冠婚葬祭の手引き書を作っても喜ばれるのではと思っています。

### ●お座敷遊びの復活

昨年、会社経営の方を呼んで「陣取り」という芸子遊びをやっていただいたら喜んでいただき盛り上がりしました。これは男女ペアが床に敷いた新聞紙に立ちジャンケンで負けた方は新聞紙を半分に折っていく遊びで、最後にお姫様ダッコしかなくなると負けというもので、こういうものを取っかかりに本当にお座敷遊びである日本文化に触れていただきたいと思っています。これを社交組合と組んでできないかと考えています。

### ●栃木の美味しい食材を使った和食の創作

栃木には美味しい農畜産物が沢山ありますので、農産物マーケティング協会などと連携し、栃木の美味しい食材を使い、料理屋の知識と技術でもっと美味しくして提供する活動をやりたいと思っています。また、例えば、料理屋のおせち料理のレシピなど、プロの味を県民にお知らせする、本当の作り方と味を知っていただく取組も必要と考えています。

当料理組合の会員の皆さんは和食の技術、知識だけではなく、冠婚葬祭の知識も豊富です。この技術と知識の財産を店の中だけに閉じ込めておくのはもったいないので、発信の仕掛けを工夫すれば、それを聞いたお客さんが店に来てくれるという好循環に繋がると考えています。組合にとって利益になり組合員も新たな知識・技術が得られるし、また新たに組合に加入したい人のキッカケづくりになるものと思います。

## 栃木県からののお知らせ(栃木県保健福祉部健康増進課)

栃木県内事業主の皆様へ



2020年4月から多くの方が利用する施設は、**原則屋内禁煙**となります



■改正健康増進法により、**2020年4月1日から**飲食店をはじめ多くの方が利用する全ての施設・事業所等は、**原則屋内禁煙が義務**づけられます。  
例外として喫煙専用室等の設置が認められています。喫煙専用室等の詳細については改めてお知らせします。



飲食店の他、銭湯・公衆浴場、パチンコ店等の遊技場、理美容室や商店なども対象です。



加熱式たばこを吸うことも、規制の対象です。

■上記に加え、事業主等、施設の管理者には以下の義務が発生します。

- ・喫煙禁止場所で喫煙させないようにする義務
- ・喫煙禁止場所に灰皿などの喫煙器具等を設置しない義務
- ・喫煙専用室内へ**20歳未満の者を立ち入らせない**義務

違反した場合は、**管理者に対し罰則**があります。

例) 20歳未満のお客様を、喫煙専用室等に立ち入らせることは禁止



例) 20歳未満の従業員を喫煙専用室等へ立ち入らせることは禁止



例) 20歳未満の従業員に喫煙専用室等に立ち入り、清掃等をさせることも禁止



本記事に関するお問い合わせ先：栃木県 保健福祉部 健康増進課 健康長寿推進班 TEL 028-623-3094 FAX 028-623-3920

## 栃木県からののお知らせ(栃木県保健福祉部障害福祉課)



障害者差別解消について出前講座を実施します！

皆様は、障害のある方から「合理的配慮」をお願いされたら、どのように対応しますか？

「合理的配慮って何?」、「障害=バリアはどこにあるの?」、「どのように接していいかわからない?」と悩んでしまうことはないですか？

県では、共生社会の実現に向け、障害者に関する制度や合理的配慮などについて知るための出前講座を実施しております。

出前講座は県職員が出向いて、わかりやすく説明します。費用は無料で、土日も実施しています。ぜひ、研修等にご活用ください！

### 〈講座の主な内容〉

- 障害のある方について理解しましょう。
  - ・障害のある方って手帳を持っている人？
  - ・どんなことに困っているの？
- 差別的取扱いは禁止、合理的配慮は努力義務（行政は義務）
  - ・どんなことをすると差別的取扱いになるの？
  - ・合理的配慮って具体的には？
- 障害者差別を解消するためにわたしたちにできること
  - ・障害や障害のある方を十分に理解すること
  - ・「対話する→相互に理解する→協力して工夫する」こと



【ほじょ犬マーク】



【ヘルプマーク】

**お気軽にお問い合わせください！**

〈問い合わせ先〉 栃木県保健福祉部障害福祉課 企画推進担当 TEL：028-623-3490

FAX：028-623-3052

メール：[syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp](mailto:syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp)

# 税務署からのお知らせ

## ◇平成 30 年分の申告と納税は期限内に！

	所得税及び贈与税	消費税(個人事業者)
申告及び納期限	3月15日(金)	4月1日(月)
振替日	所得税：4月22日(月) 贈与税：口座振替は利用できません	4月24日(水)

- ◆自宅のパソコンから確定申告書の作成ができます！
  - ◆確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です！
- ※税務署へ提出する際は、毎回マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。  
※e-Taxを利用すれば、提示又は写しの添付は不要となります。



おねがい  
します！



## ◇各税務署の確定申告会場のご案内

【開設期間】2月18日(月)から3月15日(金)(土、日を除く)

税務署	会場	所在地	問い合わせ先
宇都宮	マロニエプラザ	宇都宮市元今泉6-1-37	028-621-2151
足利	足利税務署	足利市伊勢町4-18-2	0284-41-3151
栃木	栃木商工会議所(大ホール)	栃木市片柳町2-1-46	0282-22-0885
佐野	佐野税務署	佐野市若松町425	0283-22-4366
鹿沼	鹿沼商工会議所(アザレアホール)	鹿沼市陸町287-16	0289-64-2151
真岡	真岡税務署	真岡市荒町5178	0285-82-2115
大田原	大田原税務署	大田原市紫塚1-5-54	0287-22-3115
氏家	氏家税務署	さくら市氏家2431-1	028-682-3311

※ 宇都宮・栃木・鹿沼の各税務署は、署庁舎で申告相談を行っておりませんのでご注意ください。  
※ マロニエプラザ(宇都宮税務署)は、2月24日(日)と3月3日(日)に限り、日曜日でも確定申告の相談・申告書の受付を行います。

## 消費税の軽減税率制度への対応には準備が必要です！



2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度への対応には、事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

- 標準税率10%と、飲食料品に係る軽減税率8%について
- 帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要となります。
  - レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替えが必要になることがあります。

### 軽減税率制度に関する情報

国税庁 ホームページ内 **消費税の軽減税率制度** をクリック

軽減税率制度の説明会を全国で開催しています。ぜひご参加ください。

開催日時、場所については **軽減税率説明会** **検索**



### 軽減税率制度に関するお問合せ先

消費税軽減税率電話相談センター (軽減コールセンター) **【専用ダイヤル】0570-030-456**  
《受付時間》9:00~17:00(土日祝除く)

### 軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金事務局 **【専用ダイヤル】0570-081-222**  
**URL** <http://kzt-hojo.jp/> 《受付時間》9:00~17:00(土日祝除く)